

生物多様性くまもと戦略2030（素案）に関する県政パブリック・コメントの結果及び県の考え方

反映：寄せられたご意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの
 参考：今後の取組の参考とさせていただくもの
 補足：寄せられた御意見に補足説明を行ったもの
 その他：素案以外への御意見

番号	該当ページ	意見	県の考え方	取扱い	関係課
戦略素案全般に関すること					
1	-	国が策定した「生物多様性国家戦略2012-2020」には「生物多様性に関する主な法律」として関係法令の一覧が記述されている。本戦略も同様に「生物多様性に関する主な条例」の一覧を掲載すべき。	本戦略の上位計画にあたる「第六次熊本県環境基本計画」に環境関連法・条例の体系図が掲載されており、重複を避けるため本戦略では掲載を見送りました。 なお、御意見は、今後本戦略を改定する際などの参考にさせていただきます。	補足	自然保護課 環境立県推進課
2	-	国が策定する「次期生物多様性国家戦略」に基づき、本戦略を策定すべき。	環境省は「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」や「次期生物多様性国家戦略素案」を公開しており、本戦略はこういった資料に参考にすることで、次期生物多様性国家戦略と整合を図りながら策定を進めております。	補足	自然保護課
3	-	末尾に索引を掲載すべき。	本戦略では、目次が索引の機能を果たしていると考えます。 なお、御意見は、今後本戦略を改定する際などの参考にさせていただきます。	補足	自然保護課
第1章 戦略の策定にあたって					
4	P1, P11	生物多様性の定義について、生物多様性基本法では「様々な差異が存在する」とされ、生物多様性条約では「変異性をいうもの」としている。生物多様性はこの「変異性」が重要であるため、県戦略にも記載すべき。	「第2章 生物多様性の現状と課題」の第1節1「生物多様性とは」を以下のとおり修正します。 「ある地域に生育・生息している全ての生物と周囲の生活環境のまとまりを生態系といい、それぞれの生活環境の中で、様々な生物が相互に複雑な関係性を構築し、多様な生態系を形作っていることを「生物多様性」と呼びます。 生物多様性は、すべての生物の間の変異性と言い換えることもでき、階層的に以下の三つの段階にまとめられています。」	反映	自然保護課
5	P2	「2 基本的な考え方」に「野生生物の保護と多様な自然環境保全」が明記されているが、自然環境保全の中には野生生物の保護が含まれるので修正すべき。	御意見のとおり修正します。	反映	自然保護課
6	P2, P17	2022年12月に開催された生物多様性条約（CBD）第15回締約国会議（COP15）第2部について説明すべき。	「第2章 生物多様性の現状と課題」の第2節1「生物多様性の概況」において説明しております。 「こうした中、2022年12月にCOP15 第二部がカナダ・モン トリオールで開催され、愛知目標に代わる新たな世界目標となる「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。この新たな国際目標では、陸域・海域のそれぞれ30%以上を健全な生態系として保全する「30 by 30（サーティ・バイ・サーティ）」や、途上国への資金援助拡大、企業活動が生物多様性に与える影響の把握・公表なども盛り込まれました。今後は、それぞれの条約加盟国ごとに具体的な計画策定に移ります。」	補足	自然保護課
7	P6	「外来生物の侵入や蔓延を防止します」と記述があるが、国でも「外来種被害防止行動計画」を策定し対策を進めているので、国との連携も含めて記述を加えるべき。	「第3章 戦略の目標」に掲げた短期目標の一つ「外来生物の侵入や蔓延の防止」において、環境省などと連携した取組みを実施するとしております。 具体的には、「第4章 行動計画」の第1節(3)「外来生物対策」において、スパルティナ属の防除対策やツマアカスズメバチ等の未侵入の特定外来生物の侵入確認調査を行う旨を記載しております。	補足	自然保護課

番号	該当ページ	意見	県の考え方	取扱い	関係課
第2章 生物多様性の現状と課題					
8	P14	「(1) 第一の危機(人間活動や開発など人が引き起こす負の要因による危機)」については、菊陽町で建設が進められているTSMCの負の影響について、しっかり監視しておく必要がある。水質汚染は、集水域の生態系の破壊が深刻になる可能性がある。	工場等から公共用水域又は下水道に排出される排水については、水質汚濁防止法、下水道法及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律による規制や監視があります。さらに、熊本県地下水保全条例に基づき、これらの法律より厳しい規制基準によって環境汚染の防止を図っています。	補足	環境保全課
9	P15	「かつては、薪や炭、屋根葺きの材料などを得る場であった里山や草原が」とあるが、里山利用の主要因は田畑に漉きこむ肥料としての利用なので、その点について記載が必要である。したがって、「かつては、田畑に漉き込む肥料の原料や牛馬の餌、薪や炭、屋根葺きの材料などを得る場であった里山や草原が」が適切である。	御意見のとおり修正します。	反映	地域振興課 畜産課
10	P15	畜産業の衰退についてもグラフで示してほしい。	「阿蘇草原維持再生基礎調査」に基づき、牧野面積の推移をグラフで示します。	反映	地域振興課 畜産課
11	P20	近年では、気候変動による危機が加速され「気候危機」と言われるようになってきており、その点、加筆すべき。	気候変動による生物多様性への影響は「第2章 生物多様性の現状と課題」の第2節4「気候変動」に記載しております。 なお、本戦略における気候変動関係の記述は、本戦略の上位計画にあたる「第六次熊本県環境基本計画」に準拠しておりますので、御理解ください。	補足	環境立県推進課
12	P21	「5 海洋プラスチックごみ」については、国際条約を作る動きもあり、世界的に注視されている。この点、もう少し具体的に記述を加えるべき。	以下の説明を追加します。 「海洋及びその他の環境におけるプラスチック汚染問題は、世界全体で協調して対策に取り組む必要があり、現在、海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際文書(条約)についての議論が進められています。」	反映	自然保護課 循環社会推進課
13	P38	「レッドデータブックくまもと」の見直しに関する記述を加えるべき。	以下のとおり補足説明を追加します。 「レッドデータブックくまもと2019:10年毎に発行しており、初版は1998年3月に発行。レッドデータブック見直しの経緯等については、P23、65を参照。」	反映	自然保護課
14	P39	草原や里山の場合では、使われないことによる多様性の劣化(第2の危機)が最も問題であり、特に全国一の広さを誇る阿蘇の草原ではその問題が顕著である。したがって、自然資源の過小利用についても記載し、「生物多様性が豊かになるような人間活動を促進します」という点も記載した方がよい。	農林水産業の停滞による影響については、「第2章 生物多様性の現状と課題」の第3節3「生物多様性の危機の課題」に記載しております。 これに対する具体的な施策は、「第4章 行動計画」の第2節(1)「農林水産業における生物多様性への配慮」に記載しております。	補足	地域振興課 自然保護課
15	P39ほか	全国的にも野生鳥獣被害が問題になっている一方で、鳥獣被害対策の担い手をこれまでのように地域の狩猟経験者(有害駆除隊)に任せるといった方法に限界が来ていると思われる。まず、自治体の担当者が鳥獣管理と狩猟は別のものであることをしっかり理解した上で、指定管理捕獲のような野生動物管理について専門知識を有するプロ集団を育成し、趣味の狩猟とは切り離れた費用対効果の高い適正な鳥獣被害対策を実施できる組織づくりが各自治体の鳥獣被害対策においても必要である。	御意見は、「第4章 行動計画」の第2節(2)「野生鳥獣の管理と有効利用」に関する取組みを進めるうえでの参考にさせていただきます。	参考	自然保護課
16	P39ほか	奥山・高標高地域(九州脊梁山地や阿蘇・祖母山系等)のシカによる生態系被害の深刻さは農作物被害と違い実害がわかりにくく、対策が後回しにされがちであるため、各自治体で奥山・高標高地域の鳥獣被害対策まで実施するというのはまずないのではないかと考えられる。このような地域に関しては県や国が主体となってシカの指定管理捕獲等を実施し、その捕獲業者の選定に際しても捕獲目標の達成する能力を有する者を選定できるような仕組みで実施することが望ましい。	御意見は、「第4章 行動計画」の第2節(2)「野生鳥獣の管理と有効利用」に関する取組みを進めるうえでの参考にさせていただきます。	参考	自然保護課
17	P45	「環境影響評価条例」に関する記述があるが県としても上位となる「戦略的環境影響評価条例(仮称)」の策定を検討すべき。	御意見は、「第4章 行動計画」の第2節(3)①「環境アセスメント、環境配慮システムなど」に関する取組みを進めるうえでの参考にさせていただきます。	参考	環境保全課
18	P45, P83	県内には大規模な再生可能エネルギー発電施設に近接する牧野において、発電施設への延焼を恐れて野焼きを中止した事例がある。 このように、開発地域外にも影響を及ぼす開発行為があるため、阿蘇という特殊な自然環境を有する熊本県においては近隣地域で行われている草地の管理等の自然保全・維持活動についてもアセスメント項目に加えるべき。 また、県として再生可能エネルギー促進区域を選定する際には草原として管理されている場所の周囲については原則適地に指定しないほしい。	御意見は、「第4章 行動計画」の第2節(3)①「環境アセスメント、環境配慮システムなど」に関する取組みを進めるうえでの参考にさせていただきます。 また、再生可能エネルギー促進区域の選定については、市町村が地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域を円滑に設定できるよう、陸上風力発電及び地上設置型太陽光発電施設の立地ゾーニングを進めており、業務の参考とさせていただきます。	参考	環境保全課 エネルギー政策課

番号	該当ページ	意見	県の考え方	取扱い	関係課
第4章 行動計画					
19	P52	適切に管理された森林が多面的な機能を有するように、阿蘇地域の草原は、草地生態系の生物多様性、野焼きによる炭化や草本植物の成長、枯死等による炭素固定、森林と比較して蒸散量の低さによる水源涵養能力の高さ（阿蘇が北部九州の一級河川6河川の水源地となっていることから明らか）、地すべり時に樹木を巻き込まないことで破壊力を低減する土砂災害の減災効果などの多面的な機能を有していることが明らかになっている。（環境省調べ）日本の国土の1%にも満たない草地環境として大規模な草原地帯を有する熊本県にあっては草地の多面的機能についても生物多様性戦略に詳しく記載してほしい。	コラムNo.8「阿蘇の草原維持・再生」に以下の説明を追加します。 「阿蘇の草原には約600種もの植物が生息しており、ヒゴタイやハナシノブなど、阿蘇地域や国内の限られた地域にしか生息していない希少な植物もあります。さらに、熊本県産のチョウ類117種のうち109種が阿蘇に生息しており、阿蘇は「チョウの楽園」と呼ばれています。近年、草原の持つ多面的な機能が明らかになっております。例えば、阿蘇の草原の土壌には、野草の根や野焼き後に残る炭に由来する膨大な量の炭素が貯蓄されており、野焼きを行っている草原が1年間に吸収する二酸化炭素の量は、阿蘇郡市の全世帯が1年間に排出する二酸化炭素の量の1.7倍になると言われています。また、草原の植物の方が、スギ・ヒノキなどの人工林に比べて年間の蒸散量（根から吸い上げた水を、大気中へ水蒸気として放出する量）が小さいことが判明し、草原は雨水を土の中に貯える機能、すなわち水源涵養機能が高いこともわかっています。」	反映	地域振興課
20	P63	県指定希少野生動植物生息地等保護区の井手湿地生育地保護区では、2011～12年には環境省の緊急保全対策実施事業が行われたが、2022年に簡易的な調査を実施したところ、ノカンゾウをはじめとした希少種が2011～12年と比較して減少していることが明らかとなった。戦略本文にある『[行動計画]指定種の新たな指定や指定種の状況調査を実施するとともに、指定種や生息地等保護区の見直しを行います。生息地等保護区においては、個体数を増やすため、草刈りや集草などにより生息・生育環境を改善します。』は大変重要な取り組みであり、是非実行に向けての具体的に進めてほしい。具体的には国立公園外の保護区についてはOECMの登録を進め、民間の資金も活用した保全策を講じるほか、国立公園内の保護区についても企業版ふるさと納税を活用するなどし、予算の拡充をする必要があると考える。	御意見は、「第4章 行動計画」の第1節(2)②「指定希少野生動植物の指定に基づく種の保護や生息地等保護区の指定に基づく生態系の保全」に関する取組みを進めるうえでの参考にさせていただきます。	参考	自然保護課
21	P71ほか	本戦略の最終年までの数値目標の明記がされていない。「第4章 行動計画」に数値目標を明記すべきである。	「第4章 行動計画」には、各節の行動計画に関連する数値目標として、節ごとに進行管理の指標を設けています。指標の目標年は統一しておりませんが、本戦略の対象期間中であっても適宜目標値と目標年を見直し、最終的には2030年までの目標値を設定します。	補足	自然保護課
22	P73	草原の整備・保全・利用の推進について、農業の視点での振興策が書かれており、この点についてはぜひ進めてほしい。一方で、阿蘇の草原は観光資源としても価値を持っており、近年では草原を活用した観光も盛んになってきている。したがって、草原の適切な観光利用及び振興策についても記載が必要である。また世界文化遺産の登録に向けた取り組みについても記載すべき。	草原の観光利用については、「第4章 行動計画」第3節(4)②「国立公園の利用促進」の一環として検討してまいります。また、阿蘇地域の世界文化遺産登録に向けた取組みについては、コラムNo.8「阿蘇の草原維持・再生」に記載しております。	補足	地域振興課
23	P80	狩猟者の育成・確保に関して、狩猟は自然を利用するアウトドアであり自然と共生できる持続可能なアウトドアにしていくべきである。狩猟には捕獲個体の適切な処分や鉛中毒問題もあり、コロナパンデミックにより国際的にもワンヘルスの考え方が重要視されているなかで人間と生態系全体の健全性を守るためにも、鳥獣保護の知識についても今後の狩猟者には必要不可欠であると考え。	御意見は、「第4章 行動計画」の第2節(2)「野生鳥獣の管理と有効利用」に関する取組みを進めるうえでの参考にさせていただきます。	参考	自然保護課
24	P87	数値目標について、草原に関する具体的な目標が設定されていない。阿蘇草原維持再生基礎調査にもとづき、草原保全活動に関わる地元出役者数であるとか、草原保全に関わるボランティア数であるとか、具体的な数値目標を定めること。	草原保全活動に関わる地元出役者やボランティアについては、県が直接的な支援を行っていないため、具体的な数値目標は設定しておりません。一方で、野焼き支援ボランティアや阿蘇草原再生募金等に取り組む企業や団体を認定する「阿蘇草原応援企業サポーター認証制度」の認定事業者数を数値目標に追加します。	反映	地域振興課
25	P95	阿蘇草原応援企業サポーター認証制度についても生物多様性等に配慮した事業活動とも関係する制度であるため、戦略中に記載すること。	阿蘇草原応援企業サポーター認証制度については、「第4章 行動計画」第1節(1)③「阿蘇草原の維持・再生に向けた取組の強化」に記載しております。	補足	地域振興課
26	P98	阿蘇の野焼きも地域住民のなかで引き継がれてきている伝統知であり、県も「野焼き後継者育成事業」として、この伝統知を後世に伝える取り組みをすでに実施しているので、この点についても記載すべき。	野焼き後継者の育成については、「第4章 行動計画」第1節(1)③「阿蘇草原の維持・再生に向けた取組の強化」に記載しております。	補足	地域振興課
第5章 戦略の推進体制と進行管理					
27	P103	森林カーボンオフセットの記述があるが、阿蘇の草原の土壌には他に類を見ない量の炭素が蓄積されており、この炭素は野草の枯死した根や葉、野焼き後の焼却灰等が長期にわたって蓄積され続けてきたものである。このような他の都道府県にはない熊本県の強みである大規模草地の炭素固定量をオフセット・クレジットとして活用し、草原保全の担い手たる牧野組合に還元する仕組みづくりが出来ると生物多様性の保全等の多くの多面的機能を有する草地の保全に繋がると考えられるので、ぜひ環境省とともに検討を進めてほしい。	御意見は、「第4章 行動計画」第1節(1)③「阿蘇草原の維持・再生に向けた取組の強化」に関する取組みを進めるうえでの参考にさせていただきます。	参考	地域振興課